

## 2-3-7 簡易課税制度について

Q 新規に太陽光設備を取得すると売上高が1千万円を超えてしまいます。別法人を作って購入したほうが得でしょうか？

A 2社目でも、課税事業者を選択し、還付をしっかり受け、4年目等に免税事業者に戻るスキームは使えます。

ですが、簡易課税制度も是非ご検討されてください。

(H)

### 解説

#### 1. 簡易課税制度について

納付すべき消費税額は、本来、売上げとともに受け取った消費税から仕入控除税額（太陽光設備の購入や経費などで支払った税額）を差し引いて算出します。（本則課税）

ですが、基準期間における課税売上高が5,000万円未満である事業者は、簡易な計算方式である簡易課税制度を選択できます。簡易課税制度は仕入税額控除に「受け取った消費税×業種別に決められたみなし仕入率」で計算するため、消費税計算において支払った消費税を考慮する必要がありません。

みなし仕入率は業種により異なり、以下の図のようになります。

簡易課税制度の事業区分の表		
事業区分	みなし仕入率	該当する事業
第一種	90%	卸売業
第二種	80%	小売業(他の者から購入した商品とその性質、形状を変更しないで販売する事業で第一種事業以外のもの)をいいます。
第三種	70%	農業、林業、漁業、鉱業、建設業、製造業（製造小売業を含みます。）、 <b>電気業</b> 、ガス業、熱供給業及び水道業。
第四種	60%	第一種事業、第二種事業、第三種事業、第五種事業及び第六種事業以外の事業。具体的には、飲食店業などです。
第五種	50%	運輸通信業、金融・保険業、サービス業（飲食店業に該当する事業を除きます。）をいい、第一種事業から第三種事業までの事業に該当する事業を除きます。
第六種	40%	不動産業

太陽光発電事業は、電気業であり、第三種事業となり、みなし仕入率は 70%とされますので、納税は売り上げに係る課税消費税の 30%相当額で良いこととなります。

## 2. 簡易課税制度を適用する要件

簡易課税制度を適用するには、以下の要件があります。

(1) 前々事業年度の課税売上高(税抜)が 5,000 万円以下であること。  
(個人の場合は前々年の課税売上高(税抜)が 5,000 万円以下であること)

(2) 適用を受けようとする課税期間の開始前(注)までに消費税簡易課税制度選択届出を所轄の税務署に提出していること。

課税期間開始前日までに届出書を提出していなければ、簡易課税を適用できませんので注意が必要です。

※注 事業を開始した日の属する課税期間である場合には、その課税期間中

原則として、その課税期間中に届出書を提出した場合、次の課税期間から簡易課税制度が適用されます。

また、以下の条件に当てはまる場合、特定の期間は、「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出できないという例外があるため留意してください。

### <参照> 「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出できない場合

- 「消費税課税事業者選択届出書」を提出して課税事業者となっている場合や新設法人に該当する場合で調整対象固定資産（一取引単位につき取得価額（税抜金額）が 100 万円以上の固定資産）の仕入れ等を行った場合。
- 事業者が、事業者免税点制度及び簡易課税制度の適用を受けない課税期間中に高額特定資産（一取引単位につき取得価額（税抜金額）が 1,000 万円以上の棚卸資産又は調整対象固定資産）の仕入れ等を行った場合。

## 3. 簡易課税制度のメリット、デメリット

### (1) メリット

- みなし仕入率で計算を行う為、経費等で支払う消費税額が少ない事業者にとっては有利になります。太陽光発電事業者は、新規の設備投資がある等の特殊な場合を除き、簡易課税選択が有利になると考えられます。

## (2) デメリット

- みなし仕入率で計算を行う為、太陽光設備の購入や経費などで支実際に支払った消費税が多く還付されるような場合でも、還付を受ける事ができず、消費税を納付する事になります。
- 簡易課税制度を適用すると、2年間は本則課税に戻すことができません。  
また簡易課税制度をやめる場合も、やめたい課税期間の初日の前日までに消費税簡易課税制度選択不適用届出を所轄の税務署に提出する必要があります。

## 4. 事例による解説

### <事例>

新たに太陽光設備を購入した場合、売上高が税抜 1,200 万円となる事業者が 2 社目を設立し、2 社とも免税事業者となる場合と 2 社目を設立せず、1 社のままとし、簡易課税制度を選択する場合を比較してみます。

### <解説>

(1) 2 社目を設立し、免税事業者となる場合。

法人は、赤字でも支払う税金の法人住民税均等割 7 万円、税理士への顧問料が税理士にもよりますが年 30 万円前後が掛かります。

2 社目を作った場合は消費税の納税義務がなくても、30 万円+7 万円=37 万円程度の管理コストが每期、余計に掛かります。

(2) 2 社目を設立せず、1 社のままとし、簡易課税制度を選択する場合

課税売上高（税抜）1,200 万円に対する消費税 10%は、120 万円で、30%相当額の 36 万円の納付で済みます。

2 社目の法人の維持費用が掛からずに基準期間における課税売上高が 5,000 万円未満までなら対応が可能であること、また、令和 5 年 10 月 1 日から実施される予定のインボイス方式（注）を考慮すると、1 社のままで、簡易課税制度を適用するのも良い選択と考えられます。

※注 2-3-8 適格請求書保管方式（インボイス方式）導入後の売電免税事業者を参照ください。

## 5. 総括

消費税の簡易課税制度は様々なメリットがある反面、デメリットもある制度となっております。

一度、簡易課税制度を適用すると二年間は本則課税に戻すことは出来ませんので、長期的な視点で検討する必要があります。

事前に本則課税と簡易課税のどちらが有利か、設備投資計画を策定したうえで、税理士等の専門家に相談されると良いでしょう。